

神戸大学大学院経済学研究科長期履修規程

(平成 22 年 7 月 21 日制定)
(最近改正) 平成 31 年 3 月 19 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学大学院経済学研究科規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 19 条の 2 第 2 項の規定に基づき、神戸大学大学院経済学研究科（以下「研究科」という。）における長期履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対 象 者)

第 2 条 長期履修の申請をすることができる者は、社会人特別選抜により入学した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、標準修業年限の修了予定年次に在学する者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他神戸大学大学院経済学研究科長（以下「研究科長」という。）が相当と認めた者

(履修期間等)

第 3 条 長期履修の期間は、神戸大学教学規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 63 条第 4 項に定める博士課程の標準修業年限に、前期課程にあつては 2 年を超えない範囲内で、後期課程にあつては 3 年を超えない範囲内で、研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

2 長期履修を行う学生の在学年限（長期履修を行う期間以外の期間を含む。）は、博士課程の標準修業年限の 2 倍の年数に、前項の研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

3 第 1 項に定める長期履修の期間は、4 月 1 日を始まりとする年を単位として認めるものとする。

(申 請)

第 4 条 長期履修を希望する者は、所定の期日までに長期履修申請書（別記様式第 1 号）を、指導教員（指導教員が未定の場合にあつては、教務委員とする。以下同じ。）を経て研究科長に提出しなければならない。

(履修期間の変更)

第 5 条 履修期間の変更を希望する者は、所定の期日までに長期履修期間変更申請書（別記様式第 2 号）を、指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(許 可)

第 6 条 長期履修（履修期間の変更を含む。）の許可は、神戸大学大学院経済学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て研究科長が行う。（授業料）

第 7 条 長期履修学生が納付する授業料の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄

宿料の額に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）の定めるところによる。

（雑 則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日入学者及び同日に在学する者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日入学者及び同日に在学する者から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。